

資料 1

標準的電子カルテ推進委員会における論点整理（たたき台） (素案 Ver.0.20)

1. 標準的電子カルテ推進委員会の目指すもの

- 標準的電子カルテ推進委員会の当面の目的は“標準的電子カルテ”に求められる機能、基本要件、運用について検討して取りまとめ、年度末に中間的な報告書をまとめる。
- 標準化の分類として「用語・コード」、「情報交換規格」、「アプリケーション」、という3つのレイヤーがある。標準的な電子カルテの開発をどう進めていくかを議論する過程において、本委員会では「アプリケーション」のレイヤーを中心に検討を進めていく。
- これは、「用語・コード」、「情報交換規格」について全く議論しないというわけではなく、“用語・コードの標準化”、“情報交換規格の標準化”については、本委員会以外に検討する場があることから、それらの検討を踏まえつつ、「アプリケーション」を中心に議論していくということ。
- 医療の情報化の目的は“医療の透明性の向上”、“医療の質の向上”、“医療のより効率的な提供”である。しかし、具体的にそれがどういう事かということについては、様々な意見がある。本委員会の目的は、それらの具体像を明確にし、多くの医療機関で共通の最大公約数的なものとして提言することである。
- 標準的な電子カルテシステムを検討するに当たって、それが何を目標にするのかということについてコンセンサスが得られている必要がある。そしてコンセンサスが得られていれば、逆に標準的な電子カルテシステムが、提供すべき機能とか、あるいは構成みたいなものも議論しやすいと思われる。
- 本委員会の議論の中心である“標準的電子カルテシステム”について議論する際に、導入医療施設の規模とか、役割によって、必要な機能等が異なる場

合もある。本委員会においては、その様な違いを明確にし、それらの根拠を示しながら提言する。

- 医療の情報化の目的として医療における公共的な事業に資することがあり、それらの機能は共通的な機能として電子カルテシステムが基本的には有している必要がある。この委員会で議論する一つの視点として、その公共的な事業とはどのようなことで、共通部分にはどのような機能が必要かを検討することにある。
- 医療施設独自・固有の機能については、本委員会で議論するべきものでもなく、かといってそれを禁止するものでもない。
- 現在の電子カルテシステムの機能評価やベンチマークをして、それらの現状を踏まえて改善に取り組む必要がある。もし、その様なことができれば、本委員会の報告に盛り込む。
- 電子カルテシステムを導入した際に、医療機関にどのようなメリットがあるかということは、産業界だけでは明確に定義できず、それらもこの委員会で標準化の一環として取り組んでいただきたい。
- 電子カルテシステムの導入の際には、処理機能を洗い出して標準化するということが課題。本委員会でその点を討議し、整理されていけば、共通で使える核となる部分ができると思われる。電子カルテシステムの全体でなく、核になるものが共通で使えるようになることはいい。

2. 診療録等の電子媒体保存の3基準との関連

- 診療録等の電子媒体保存を行う際の満たすべき3基準をどう守っていくかも、少し標準的なものを推進していく上では必要かと思われる。たとえば“保存性”でいうと現在各社が作成しているものが将来的に標準的なものになっていくためにはもう少し何らかの規約なりを固めていかないといけない。
- 診療録等の電子媒体保存の3基準通知では、プライバシー保護について本文では留意事項となっている。しかし、個人情報保護法が成立した現在では本委員会では3基準ではなく、プライバシー保護も加えた4基準として取り扱うべき。
- 現状ではデータを蓄積する際には、各社ごとにシステムの内部コードが存在する。それによりデータの活用が非常に制約されているのではないかと考えている。現状では場合によっては自社のシステムでしか見られないということもあり、それは診療録等の電子媒体保存の3基準である見読性ですら保証されていない。

3. 標準的電子カルテが備えるべき機能

- 電子カルテシステムを導入目的やその達成度を測定する方法、つまり医療の質をはかる指標を明確にしておけば、電子カルテシステム開発の方向性が明確になり導入も容易になる。
- 医療をスムースに行って行こうとする支援ツールとして、現在の電子カルテシステムを考えた場合に、ユーザーインターフェイスの部分に課題がある。それを改善するために、優れたユーザーインターフェイスを標準的なものとして、全てのシステムが共通して備えておくべきではないか。
- 地域の医療ということを考えていくと、今後は医療の分野に限定するのではなく、福祉の分野も見据えた形で議論していくべきではないか。
- 情報の共有のための「交換可能性」も重要だが、「比較可能性」も共通して備わるべき機能として検討していきたい。

4. 電子カルテの現状や普及にあたっての課題

- 電子カルテシステムの開発、導入には、多額の経費必要であり、それらを負担する患者さんや国民に対して、電子カルテシステムによって医療をどのように変えるのかということのきちんと説明することが極めて重要。
- 電子カルテシステム導入の目的についての社会的なコンセンサスが得られれば、それを如何に達成するかということについては、それぞれが工夫し、努力して開発すればいい。
- 今まで導入されてきた電子カルテシステムの経済効果に対する疑問が指摘されているが、現状で一体それがどうなのか、またその現状を踏まえてどうするのかを明確にするべき。
- システムを開発する企業の立場から見ると、他の分野の情報システムに比べて電子カルテシステムは非常に多機能で、広範なシステム間での連携が必要となり、それらに対応しなければならない。したがって他の情報システムと比べて、非常に開発規模も大きく、顧客との検討にも長い時間を使い、また実際の作業量も多いのが実態。
- 本委員会の目指す“標準的電子カルテシステム”的全体像からすると、各企業が現在提供している“電子カルテ”と呼ばれているものが対応している範囲はかなり限られているのが現状。
- 現状の電子カルテシステムの性能を良くするために、急激に向上しない一部の機能に固執して、改善に取り組むよりも、システム全体のバランスを考えて電子カルテシステムの使い勝手が上がるよう改善することが大切。
- 電子カルテシステムを導入した際に、医療者から非常に多くの改善の要望がある。システムを開発する側からすると、それらの要望が個人的な希望なのか、意見なのか、要求仕様なのかがわからないことが多い。
- 電子カルテシステムを医療施設の仕組み全体を変えていく、あるいは地域の医療連携を変えていく情報基盤として位置づけるのであれば単に、要望をまとめるというのではなく、組織として電子カルテシステムに求めるものは何

なのかを明確にして、組織としてその要望をどのように位置づけるのか、仕様はどうするのかを、きちんとすることが重要。

- 電子カルテを導入するに当たって、どういう規模、どういう価格体系、将来にわたってどういうものを導入すると病院の質が上がるのかを尋ねられるが、メーカー側からいようと、医療の質に関する電子カルテシステムの（評価の）基準が明確でない現状で、それを説明することは困難。
- 電子カルテを構築する際に、“システム”と“運用”を組み合わせて機能を実現していくが、機能のどこをシステムで実現し、どこからは電子カルテの運用で実現するか、その切り分けが非常に取りにくいのが現状。
- 現在の電子カルテシステムは、ユーザーごとに機能のくくり方があり、一つのコンポーネントがシステムごとにバラバラであるのが現状。
- データ交換規格とか、用語・コード、マスターの標準化については、電子カルテシステムの普及により、医療機関同士のデータ交換が盛んになってくると、必須事項となる。そのため今後積極的に使っていく方針。

石原委員からの意見（追加）

1. この委員会での結論なり成果を有効利用することには定かでないが、医療現場から見ると有効でないと判断される場合には強制されることの無いこと。大学病院、私立病院、診療所などでは、全く状況がことなるのであるから。
2. 著作権や、使用料というようないかなる形でも、利用すると経済的に負担が発生するようなルールあるいは制約の無いこと。メートル原器に準拠するとお金を取られるというようなことでは、社会的資本としての電子カルテの基礎作りにならない。
3. 成果物の維持メンテナンスということになろうが、現場からの意見をフィードバックする仕組みを確立すること。
4. 病院や診療所に納品されたシステムや機器に蓄えられた情報については、当該医療機関の求めに応じて無料でかつ速やかにデジタル出力する強制力をもった法整備が必要であること。これは電子カルテ云々を検討する以前の重要な問題である。
5. 厚生労働省など政府の出す、通知・指導・診療報酬やいわゆる病名や薬剤や検査処置等のマスターにかかる一切を無料のデジタル情報で公布すること。紙の媒体で出版されているだけでは大変に使いにくく、政府のe-Japan戦略の方針に悖るものである。

(参考)

厚生労働省ホームページにおいて
標準的電子カルテ推進委員会の議事録、会議資料を掲載しております

ホームページアドレス = <http://www.mhlw.go.jp/>